

本山町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱細則

(趣旨)

第1条 この細則は、本山町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第15条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 要綱第4条に定める補助対象事業のうち、この要綱を受けて設置した浄化槽を廃して新たに浄化槽を設置（以下「更新」という。）するときは、次のいずれかに該当する場合に補助対象とする。

- (1) 設置後15年を経過し、経年劣化等による機能不全により使用を継続することが困難であると認められる場合（使用者等の責に帰すべく事由による場合を除く）
- (2) 一般住宅又は店舗等併用住宅において、二世帯住宅（浴室2か所以上かつ台所2か所以上を有する住宅に限る）に改造するための増改築により浄化槽の人槽拡大が必要となった場合（廃する浄化槽が設置後10年を経過している場合に限る）

2 前項に定めた補助対象事業は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び浄化槽法施行規則（昭和59年省令第17号）、高知県浄化槽設置推進に関する条例（平成12年条例第17号）、高知県浄化槽設置・管理・検査要領に基づき、適正な維持管理が行われた浄化槽の更新に適用する。

(補助金の交付額)

第3条 前条の規定により新たに浄化槽を設置する場合の補助金の交付額は、交付要綱第5条別表に定める基準額を補助限度額とする。

附則

この細則は、平成29年4月1日より施行する。